

名古屋市告示第322号

事業内容の変更について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第31条第1項の規定に基づき、令和7年5月30日付けで事業者からLEGOLAND JAPANに係る事業内容の変更の届出があり、同年6月3日付けで同条第3項の規定による通知をしましたので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事業内容の変更の届出及び当該通知の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年6月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
LEGOLAND J a p a n 合同会社
代表社員 マーリン・エンターテインメンツ・グループ・ホールディングス・リミテッド
職務執行者 本多良行
名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地の1
- 2 対象事業の名称及び種類
LEGOLAND J A P A N
レクリエーション施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地の一部
- 4 届出に係る変更の内容
事業予定地（2期区域）の位置及び形状の変更
- 5 通知の内容
名古屋市環境影響評価条例第4章に規定する環境影響評価の手続並びに第

5 章に規定する工事着手届、事後調査計画書（工事中）及び事後調査計画書（供用開始後）の手続を再度行う必要はない。

6 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和 7 年 6 月 13 日（金）から同月 27 日（金）まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課